

令和3年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和3年5月6日(木) 午後2時20分～午後3時18分

2. 場 所 竹田市役所2階庁議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第34号 農用地利用集積計画の承認について農地中間管理事業分	14件
議案第35号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	7件
議案第36号 農用地利用集積計画の承認について	13件
議案第37号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第40号 非農地証明について	4件

会長

あいさつ

局長

ただ今の出席委員数は13人で、定足数に達しています。

議長

ただ今から、令和3年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番本郷敦子委員、10番麻生章治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第10号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による、農地の合意解約の通知が、3件ありましたので報告します。

続きまして、報告第11号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に、議案の上程を行います。

議案第34号 農用地利用集積計画の承認について農地中間管理事業分 14件

議案第35号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 7件

議案第36号 農用地利用集積計画の承認について 13件

議案第37号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第40号 非農地証明について 4件

以上、43件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第34号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第34号は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。2番、4番から9番、11番、14番の案件は、9年7か月間の貸借による権利の設定を行うものです。3番と10番の案件は、5年7か月間の貸借による権利の設定を行うものです。12番の案件は、10年間の貸借による権利の設定を行うものです。

13番の案件は、5年11か月間の貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただ今議案第34号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

3番 長野委員

9年7か月は10年と一緒に扱うのですか。補助対象は10年となっていますが。

農政課

9年7か月として扱います。補助対象は10年以上となっていますので、9年7か月は対象になりません。基本的に最低5年以上ということで契約をしていただくんですが、実は今回は前の基盤強化法で貸借していたものを、中間管理事業への借り換えになっています。そのため年数を合わせる、終わりを合わせるという形をとっています。今回は、借換えが多いです。

3番 長野委員

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第34号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第35号、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第35号の農用地利用配分計画案は、先程議案第34号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。選定理由は、基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法使用貸借権へ移行です。

2番から5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

6番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、借受者は地域の担い手で、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済みです。

7番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

議長

ただ今議案第35号について、担当課による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第35号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時30分)

(14時31分)

議長

再開します。

続いて議案第36号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。11か月間の賃貸借、新規設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年11か月間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇〇です。4年11か月間の使用貸借、新規設定です。労力4人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。また5番の借り手も、〇〇〇〇〇です。11か月間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、新規設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。1年間の貸貸借、再設定です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の貸貸借、再設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の貸貸借、再設定です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の貸貸借、再設定です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。1年11か月間の貸貸借、新規設定です。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。1年間の貸貸借、新規設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただ今事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。議案第36号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第36号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第37号、大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この議案第37号の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町叶野字叶野〇〇〇〇番外2筆、畑3筆、合計面積8,864平方メートルを、農地売買支援事業により所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は27,823平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第37号の1番の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は2人です。農機具はトラクター2台、コンバイン共同で1台、田植機1台、そのほか2トンと軽トラを所有しております。

ミニトマト、水稻栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第37号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号はこれを許可することに決定ます。

議長

続いて議案第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第38号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字塚ノ前〇〇〇〇番、外2筆、田3筆、合計面積5,897平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は26,952平方メートルで、下限面積要件を充たます。

議長

1番、後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第38号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有してあります。稲作・野菜栽培を中心とした農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

〇〇〇〇番1と2の2筆になっていますけど、現況は1枚です。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第38号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字添ヶ津留字外見受〇〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積1,220平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は16,882平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

5番、佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第38号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台。ここは〇〇〇〇を経営しており、〇〇〇〇おられる農家でございます。そういった農家ございまして、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。自宅から歩いて1分、屋敷内みたいなどころでございます。

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めまます。

事務局

議案第38号の3番の案件は、兄妹間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字用迫〇〇〇〇番、外3筆、畑4筆、合計面積4,513平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,513平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

11番、工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第38号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

ただ今議案第38号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第38号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の1番の案件は、申請地竹田市大字飛田川字塩附〇〇〇〇番外、3筆、田4筆、合計面積2,040平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどく、農地の管理ができなくなったため、平成30年にスギを500本植林して山林として管理しています。今回始末書を添付して、新たに転用申請するものです。

転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第39号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性については既に植林を終えているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第39号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第39号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第40号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字会々字平〇〇〇〇番、田1筆、面積153平方メートルは、平成元年頃から耕作を止め、平成5年頃からは農地としての利用はなく、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

11番、工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。そのほかですね、水利に関する形態が全然現地にないんですね。現地は竹林。日照に関しても厳しく、耕地に戻すということは難しいと考えます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字君ヶ園字フタマタ〇〇〇〇番、外2筆、田2筆、畑1筆、面積合計1,542平方メートルは、昭和59年12月に父が亡くなった後からは農地としての利用はなく、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

10番、麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現況は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市荻町恵良原字横迫〇〇〇〇番、畑1筆、面積650平方メートルは、平成元年に厩舎を新築し、平成27年にその厩舎を取り壊しました。現況は宅地の一部となっています。始末書が添付されています。

議長

6番、佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現況は宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市荻町叶野字叶野〇〇〇〇番、畑1筆、面積350平方メートルは、畦畔になっており、耕作不能地のため昭和45年に杉を植林し、令和3年2月に全伐しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番、佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。最近木を切った後です。

議長

ただいま議案第40号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第40号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第40号、非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(15時18分)